

10月は里親月間です

# 里親になりませんか

## ～子どもたちに家庭のぬくもりを～

さまざまな事情により家族と一緒に生活することが出来ない子どもたちがいます。里親とはこうした子どもたちを自分の家に迎え入れ、家庭的な環境の中で愛情を込めて養育してくださる方です。

里親の家庭で愛情に包まれて家族の一員として暮らすことにより、子どもたちは一人の人間として大切にされ、愛されているという感覚を持ちながら育つことが出来ます。

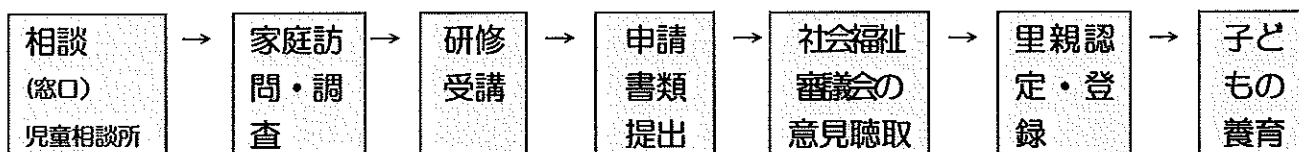
## ～子どもたちのために、あなたにも出来ることがあります～

里親には、子どもが親と一緒に生活出来るようになるまで養育する「養育里親」と養子縁組により養親となることを希望する「養子縁組里親」があります。（このほかに専門里親、親族里親があります。）

子どもが好きであり、愛情と熱意を持って、真心を込めて養育してくださる方を求めています。養育里親の場合は、長期の養育だけでなく、月に1～2回程度、主に土日や長期休み中に数日間といった短期間の家庭生活体験をさせてくださる方も求めています。

里親になるためには特別な資格は必要ありませんが、必要な研修を受講すること、里親を希望する方とその同居人が欠格事由等に該当しないこと、経済的に困窮していないことが必要です。

### 里親となるまでの流れ（養育里親の場合）



●里親制度に関心がある方はお問い合わせください。

中央児童相談所 Tel0852-21-3168 隠岐相談室 Tel08512-2-9706

出雲児童相談所 Tel0853-21-0007 浜田児童相談所 Tel0855-28-3560

益田児童相談所 Tel0856-22-0083

(参考)

- 欠格事由等：里親希望者及び同居人が①成年被後見人又は被保佐人②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者、③児童福祉法等で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者、④児童虐待ほか児童の養育に関し著しく不適当な行為を行った者、⑤暴力団関係者 \*H23.6.3 法改正により、①は同居人を除くものとされた。